

税制改正情報 投資減税措置を中心に

平成 25 年は、1 月、10 月、12 月と税制改正大綱が 3 度公表された珍しい年となりました。経済活性化のための投資減税措置も複数設けられ、設備投資、人材投資の計画にあたっても見逃せない内容になっています。

1. 平成 25 年度 税制改正

(1) 3 つの特別償却・税額控除制度の創設

生産等設備投資促進税制（創設） 30%の特別償却、3%の税額控除

青色申告法人の国内事業用の生産等設備の年間総投資額が一定額を上回る場合、生産等設備のうち、機械装置の取得価額に対して、30%の特別償却または3%の税額控除（法人税額の20%が限度）が適用できます。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除く）で適用。

【生産等設備】

製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されるもの。無形固定資産、本店・寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生設備等は対象外。

【適用要件】

次の 2 要件に該当すること。

イ．当期の国内の生産等設備への取得価額の合計

> 当期の償却費として損金経理した減価償却費（会計上の金額）

ロ．当期の国内の生産等設備への取得価額の合計

> 前期の国内の生産等設備への取得価額の合計 × 110%

所得拡大促進税制（創設） 給与支給増加額の 10%の税額控除

青色申告法人の国内雇用者（役員の特典関係者、使用人兼務役員を除く使用人のうち国内に勤務する雇用者で、賃金台帳に記載された者が対象）への給与等支給額が一定額以上増加した場合に、増加分の 10%について税額控除（大企業は法人税額の 10%、中小企業者等は法人税額の 20%が限度）ができます。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度で適用。

平成 25 年 10 月の税制改正大綱で、継続雇用者に見直されています。

【適用要件】

次の 3 要件に該当すること

イ．基準事業年度比較（基準年度…平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度のうち、最も古い事業年度の前年度 = 平成 24 年度）

雇用者給与等支給増加額 基準雇用者給与等支給額 × 5%

平成 25 年 10 月の税制改正大綱では平成 25 年、26 年度は 2% と緩和

ロ．前年度比較

雇用者給与等支給額 比較雇用者給与等支給額（前年度分）

ハ．前年度 1 人当たり給与額比較

平均給与等支給額 比較平均給与等支給額

対象となる給与等支給額は、日雇い労働者の給与等を除いた金額

【適用事例（3 月決算法人の場合）】

平成 24 年 3 月期（基準年度）の給与等支給額 92,400 千円

平成 25 年 3 月期の給与等支給額 96,000 千円 月別支給者数の合計 10 × 12 = 120 人

平成 26 年 3 月期の給与等支給額 99,600 千円 月別支給者数の合計 10 × 12 = 120 人

要件イ 7,200 千円（99,600 千円 - 92,400 千円） 4,620 千円（92,400 千円 × 5%）

要件ロ 99,600 千円 96,000 千円

要件ハ 830 千円（99,600 千円 ÷ 120 人） 800 千円（96,000 千円 ÷ 120 人）

税額控除額 （99,600 千円 - 96,000 千円） × 10% = 360 千円

商業・サービス業・農林水産業等の中小企業等の設備投資促進税制（創設）

30% の特別償却、7% の税額控除

卸売業、小売業、サービス業、農林水産業を営む中小企業等が経営改善のために行う店舗改修等の設備投資を行った場合、設備投資の取得価額に対して、取得価額の 30% の特別償却、または、7% の税額控除（法人税額の 20% が限度）が適用できます。

税額控除は、資本金 3,000 万円以下の中小企業等のみが対象です。

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に店舗改修等を行った場合に適用。

【適用要件】

商工会議所、認定経営革新等支援機関 による法人の経営改善に係る指導及び助言を受けて行う店舗改修であること。

みしま税理士法人も「経営革新等支援機関」の認定を受けています。

【対象設備】

30 万円以上の器具備品

60 万円以上の建物附属設備

(2) その他の主要な改正項目

交際費課税（拡充） 800万円までは全額損金算入可能

中小法人（資本金1億円以下）に対する定額控除限度額が600万円から800万円に引き上げられ、定額控除限度額内の10%損金不算入措置も廃止されました。800万円までは、全額損金可能となります。

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度で適用。

環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）

太陽光や風力発電設備は即時償却（100%償却）、LED照明などは30%の特別控除または7%の税額控除（法人税額の20%が限度）ができます。ただし、補助金の対象となったものは除かれます。

平成28年3月31日まで2年間延長。

相続税の基礎控除を現行の6割に縮小、税率構造の見直し

改正前...5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数

改正後...3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

平成27年1月1日以後の相続から適用

【相続税の早見表 H27年1月1日以後】

（単位：万円）

課税 価格	配偶者ありの場合			配偶者なしの場合		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
1億円	385	315	262	1,220	770	630
2億円	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,460
3億円	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460
4億円	5,460	4,610	4,155	14,000	10,920	8,980
5億円	7,605	6,555	5,962	19,000	15,210	12,980
6億円	9,855	8,680	7,838	24,000	19,710	16,980
7億円	12,250	10,870	9,885	29,320	24,500	21,240

配偶者が遺産の2分の1を取得したと仮定した場合の税額。

領収書、不動産の譲渡契約書等の印紙

- 金銭等の受取書のうち、記載金額が5万円（現行3万円）未満のものは、印紙不要。
- 不動産の譲渡、建築工事の請負に関する契約書等の印紙は、特例措置を5年間延長し、金額を引き下げる。1,000万円以下は現行の半額、1,000万円を超えるものについては、その契約金額に応じて25%から10%軽減。

いずれも、平成26年4月1日以後に作成される文書について適用。

2. 民間投資活性化のための税制改正大綱（平成 25 年 10 月 1 日公表）

消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策の必要性から、民間投資を活性化させるための税制措置等については、通常の年度改正から切り離して前倒しで決定されました。

(1) 産業競争力強化法関連の投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制（創設）

青色申告法人が産業競争力強化法に規定される一定規模以上の生産性向上設備等への投資をした場合、即時償却または税額控除ができます。

本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しません。

【生産性向上設備等の例】 省エネ、ノンフロン、温室効果ガス排出削減設備など

	種 類	取得価額	販売開始 4	用途・細目
先 端 設 備	機械装置	160 万円以上	10 年以内	限定なし
	工具	120 万円以上 1	4 年以内	ロール
	器具備品	120 万円以上 1	6 年以内	冷機器付陳列ケース、電気冷蔵庫、サーバー用 PC (3) 試験・測定機器など
	建 物	120 万円以上 1	14 年以内	断熱材、断熱窓
	建物附属設備	120 万円以上 1	14 年以内	照明設備、冷暖房・昇降機設備、アーケードなど
2	ソフトウェア 3	70 万円以上 1	5 年以内	設備の稼働状況等を分析・指示する機能を有するもの
改 善 設 備	経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備（機械装置、工具・器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア）で投資利益率が 15% 以上のもの（中小企業者等は 5% 以上）			

- 1 一事業年度における合計額による判定も可能（一の取得価額が工具・器具備品、ソフトウェアは 30 万円以上、建物附属設備は 60 万円以上）
- 2 ソフトウェア以外は旧モデル比で生産性（生産量、精度、エネルギー効率等）が年 1% 以上向上するもの
- 3 中小企業者等のみが対象
- 4 最新モデルであること（取得等した年度モデル、その前年度モデルを含む）

【特別償却額、特別控除額】

	平成 28 年 3 月 31 日まで	左～平成 29 年 3 月 31 日まで
特別償却	即時（100％）償却	50％（建物・構築物は 25％）
税額控除（法人税額の 20％が上限）	取得価額の 5％（建物、構築物は 3％）	取得価額の 4％（建物、構築物は 2％）

中小企業投資促進税制の拡充、延長

中小企業者等が特定機械装置等を取得等した場合、取得価額の 30％の特別償却または取得価額の 7％の税額控除（資本金が 3,000 万円以下の中小企業者等に限る）ができる。

平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長。

【特定機械装置等】

160 万円以上の機械装置、120 万円以上の一定の工具、器具備品、
70 万円以上の一定のソフトウェア、車両総重量 3.5t 以上の貨物自動車など

【特定機械装置等が（1）の生産性向上設備等に該当する場合】

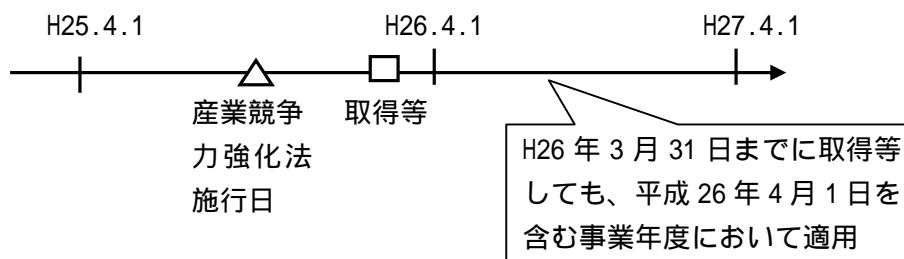
資本金	特別償却		税額控除	
	現 行	改正後	現 行	改正後
3,000 万円以下	30％	即時償却	7％	10％
1 億円以下	30％	即時償却	適用なし	7％

産業競争力強化法関連のその他投資促進税制

- ベンチャー投資促進税制の創設
- 創業促進のための登録免許税の軽減措置
- 事業再編促進税制の創設
- 事業再編等に係る登録免許税の軽減措置

適用時期

成長戦略の実行の加速化と強化を図るため産業競争力強化法案を次期国会に提出。関連する投資促進税制の適用は、次の表の通りとなる。



(2) その他の投資促進税制

中小企業者等の少額減価償却資産の特例の延長

中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得等し、取得価額相当額を損金経理した場合、一時の損金とすることができる。平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年間延長。

既存建築物の耐震改修投資促進税制（創設）

耐震診断が義務付けられる建築物について、平成 27 年 3 月 31 日までに耐震診断結果の報告を行った事業者が、平成 26 年 4 月 1 日以後報告の日から 5 年以内に耐震改修等を実施した場合には、改修等により取得等する建築物の部分について、25%の特別償却ができる。

所得拡大促進税制の拡充、延長

	現 行	平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度
要件 1 H24 年度比較	雇用者給与等支給増加額 基準雇用者給与等支給額 × 5%	雇用者給与等支給増加額 基準雇用者給与等支給額 × 2%
要件 2 前年度比較	雇用者給与等支給額 比較雇用者給与等支給額	同 左
要件 3 前年度 1 人当 たり給与比較	平均給与等支給額 比較平均給与等支給額 対象となる給与等は、日雇い労働者を除く国内雇用者への給与等	平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 対象となる給与等は、継続雇用者（新規採用者、退職者を除く）への給与等（適用年度及びその前年度の両方で支給を受けた雇用保険法の一般被保険者の給与等）

平成 25 年度、26 年度は 2%、平成 27 年度は 3%、平成 28 年度、29 年度は 5%